

令和二年度から令和六年度までにおける地方公共団体金融機構  
法附則第十四条の規定により国に帰属させるものとする金額を  
定める省令の一部を改正する省令の概要

1. 省令概要

地方公共団体金融機構法（平成 19 年法律第 64 号）附則第 14 条の規定により令和 2 年度から令和 6 年度までにおいて国に帰属させるものとする金額を定めているところ。

2. 改正内容

地方公共団体金融機構の公庫債権金利変動準備金を活用し、地域社会のデジタル化を集中的に推進するため、新たに「地域デジタル社会推進費」として、令和 3 年度（2,000 億円）及び令和 4 年度（2,000 億円）の 2 年間で 4,000 億円を国に帰属することとされたため、以下のとおり金額の改正を行うもの。

	現行の国庫納付額	改正後の国庫納付額
令和 2 年度	600 億円	-（削除）
令和 3 年度	400 億円	2,400 億円
令和 4 年度	500 億円	2,500 億円
令和 5 年度	500 億円	500 億円
令和 6 年度	300 億円	300 億円

3. 施行期日（予定）

令和 3 年 4 月 1 日

※公布日：令和 3 年 3 月 31 日